

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
改正平成 17 年 8 月 23 日付け国自技第 107 号
国自環第 89 号

新			旧		
<p>第 3 章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第 3 号様式による。）を作成するものとする。</p>			<p>第 3 章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-4-19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第 3 号様式による。）を作成するものとする。</p>		
記載を要する自動車	記載事項	記載例	記載を要する自動車	記載事項	記載例
1～18（略）	（略）	（略）	1～18（略）	（略）	（略）
19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成 16 年国土交通省告示第 814 号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（第 2 種粒子状物質低減装置を除く。）を装着することにより「道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成 14	（略）	（略）	19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成 14 年国土交通省告示第 17 号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（第 2 種粒子状物質低減装置を除く。）を装着することにより「道路運送車両の保安基準第 31 条の 2 に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成 14 年	（略）	（略）

年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NO _x ・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車			国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NO _x ・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車		
19-1~19-2 (略)	(略)	(略)	19-1~19-2 (略)	(略)	(略)
19-3. 「道路運送車両の保安基準第三十一条の二の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」(平成17年国土交通省告示第894号。以下「低減改造認定実施要領」という。)の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNO _x ・PM法の基準に適合することが確認された自動車	優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号	優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234			
20~26 (略)	(略)	(略)	20~26 (略)	(略)	(略)

3-4-20 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次のとおり記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(4)までに掲げられた事項が記載されて

3-4-20 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次のとおり記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(3)までに掲げられた事項が記載されて

いる自動車の装置が、細目告示第96条第3項第1号若しくは第2号、第100条第8項第1号若しくは第2号若しくは第10項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第12項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第2号若しくは第10項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき、保安基準第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第4項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、保安基準第18条第4項に規定する衝突時の歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていない。」

3-4-20の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量を次の例により記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg)

M : 牽引自動車の車両総重量 (kg)

M' : 牽引自動車の車両重量 (kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)

S_V : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s^2)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

いる自動車の装置が、細目告示第96条第3項第1号若しくは第2号、第100条第8項第1号若しくは第2号若しくは第10項第1号、第2号若しくは第3号、第174条第3項第1号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第2号に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-20の2 規則第35条の3第3項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量を次の例により記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg)

M : 牽引自動車の車両総重量 (kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)

S_V : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s^2)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS : 牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力 (N)

ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

(例) (略)

(1) (略)

(2) 主ブレーキを省略したけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値（10kg未滿は切り捨て。）とする。

① $0.85FS - M = m$

②
$$\left(\frac{V^2}{147(S_v - 0.1V)} - 1 \right) M = m$$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあっては、次式により算出する。

$$\left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

③ $M/2 = m$

④ $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

⑤ $4 \times Wd - M = m$

⑥ $750 = m$

第4章 自動車の検査（技術関係）

4-21の2（窒素酸化物等排出自動車の特例）

4-21の2-1（略）

4-21の2-2（略）

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。

(2) 原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が第31条の2告示の基準に適合するものであ

(例) (略)

(1) (略)

(2) 主ブレーキを省略したけん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次の各号で算出された重量以下の申請された値（10kg未滿は切り捨て。）とする。

① $0.85FS - M = m$

②
$$\left(\frac{V^2}{147(S_v - 0.1V)} - 1 \right) M = m$$

ただし、制動距離が諸元表に記載されていない自動車にあっては、次式により算出する。

$$\left(\frac{a}{5.67} - 1 \right) M = m$$

③ $M/2 = m$

④ $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

⑤ $4 \times Wd - M = m$

⑥ $750 = m$

第4章 自動車の検査（技術関係）

4-21の2（窒素酸化物等排出自動車の特例）

4-21の2-1（略）

4-21の2-2（略）

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車（原動機等の変更又は車両総重量の変更（当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。

(2) 原動機等の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が第31条の2告示の基準に適合するものであ

ることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（4-21-2-3（6）から（9）までの自動車を除く。）。

（3）（略）

4-21の2-3

（1）～（5）（略）

（6）型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（原動機の変更等が行われたものを除く。以下同じ。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値（輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあっては第31条の2告示の基準値。以下同じ。）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

（7）～（8）（略）

（9）型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表された改造を、当該実施要領に基づき行ったもの。

ることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する（4-21-2-3（6）から（8）までの自動車を除く。）。

（3）（略）

4-21の2-3

（1）～（5）（略）

（6）型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車（原動機の変更等が行われたものを除く。以下（7）及び（8）において同じ。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値（輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車にあっては第31条の2告示の基準値。以下（7）及び（8）において同じ。）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

（7）～（8）（略）